

号)
 高齢者の生活安定と医療に関する請願(笹木章三君紹介)(第六六五号)
 医療費患者負担をもとに戻し、医療の充実に關する請願(春名真章君紹介)(第六六八号)
 同(大森猛君紹介)(第七四九号)
 同(金子満広君紹介)(第七五〇号)
 同(木島日出夫君紹介)(第七五一号)
 同(児玉健次君紹介)(第七五二号)
 同(中島武敏君紹介)(第七五三号)
 同(中林よし子君紹介)(第七五四号)
 同(春名真章君紹介)(第七五五号)
 同(平賀高成君紹介)(第七五六号)
 同(藤木洋子君紹介)(第七五七号)
 同(松本善明君紹介)(第七五八号)
 同(吉井英勝君紹介)(第七五九号)
 医療保険制度の改悪反対、医療充実に關する請願(中林よし子君紹介)(第七一四号)
 同月二十五日
 社会保障の拡充に關する請願(富沢篤祐君紹介)(第七七八号)
 同(武藤嘉文君紹介)(第七七九号)
 同(横内正明君紹介)(第七八〇号)
 同(長勢甚遠君紹介)(第七八九号)
 同(山花貞夫君紹介)(第七九〇号)
 同(堀内光雄君紹介)(第七九〇〇号)
 同(滝実君紹介)(第九三一号)
 同(村井仁君紹介)(第九三二号)
 小規模作業所等成人障害者施策に關する請願(伊藤忠治君紹介)(第七七八号)
 同(家西悟君紹介)(第七七八二号)
 同(川内博史君紹介)(第七七八三号)
 同(神田厚君紹介)(第七七八四号)
 同(藤井裕久君紹介)(第七八三一号)
 同(山下徳夫君紹介)(第七八三二号)
 同(石井郁子君紹介)(第七九〇一号)
 同(石井一君紹介)(第七九〇二号)
 同(福留泰蔵君紹介)(第七九〇三号)
 同(石井啓一君紹介)(第七九三三号)

同(土井たか子君紹介)(第六三四号)
 同(丸谷佳織君紹介)(第九三五号)
 戦時災害援護法制定に關する請願(伊藤忠治君紹介)(第七八五号)
 同(金田誠一君紹介)(第七八六号)
 同(大森猛君紹介)(第八三三三号)
 同(児玉健次君紹介)(第八三四号)
 同(佐々木憲昭君紹介)(第八三五号)
 同(佐々木陸海君紹介)(第八三六号)
 同(瀬古由起子君紹介)(第八三七号)
 同(辻第一君紹介)(第八三八号)
 同(寺前巖君紹介)(第八三九号)
 同(土肥隆一君紹介)(第八四〇号)
 同(中林よし子君紹介)(第八四一号)
 同(春名真章君紹介)(第八四二号)
 同(東中光雄君紹介)(第八四三三号)
 同(不破哲三君紹介)(第八四四号)
 同(藤田スミ君紹介)(第八四五号)
 同(松本善明君紹介)(第八四六号)
 同(矢島恒夫君紹介)(第八四七号)
 同(山花貞夫君紹介)(第八四八号)
 同(志位和夫君紹介)(第九三六号)
 同(土井たか子君紹介)(第九三七号)
 同(保坂展人君紹介)(第九三八号)
 社会保障の拡充に關する請願(石井郁子君紹介)(第八〇三三号)
 同(大森猛君紹介)(第八〇四号)
 同(金子満広君紹介)(第八〇五号)
 同(木島日出夫君紹介)(第八〇六号)
 同(児玉健次君紹介)(第八〇七号)
 同(穀田恵二君紹介)(第八〇八号)
 同(佐々木憲昭君紹介)(第八〇九号)
 同(佐々木陸海君紹介)(第八一〇号)
 同(志位和夫君紹介)(第八一一号)
 同(瀬古由起子君紹介)(第八一二号)
 同(辻第一君紹介)(第八一三三号)
 同(寺前巖君紹介)(第八一四号)
 同(中路雅弘君紹介)(第八一五号)
 同(中島武敏君紹介)(第八一六号)

同(中林よし子君紹介)(第八一七号)
 同(春名真章君紹介)(第八一八号)
 同(東中光雄君紹介)(第八一九号)
 同(平賀高成君紹介)(第八二〇号)
 同(不破哲三君紹介)(第八二二号)
 同(藤木洋子君紹介)(第八二三号)
 同(藤田スミ君紹介)(第八二四号)
 同(古堅美吉君紹介)(第八二五号)
 同(松本善明君紹介)(第八二五号)
 同(矢島恒夫君紹介)(第八二六号)
 同(山原健二郎君紹介)(第八二七号)
 同(吉井英勝君紹介)(第八二八号)
 年金改悪反対、安心して暮らせる老後保障に關する請願(中路雅弘君紹介)(第八四九号)
 同(矢島恒夫君紹介)(第八五〇号)
 同(大森猛君紹介)(第九〇四号)
 医療費を値上げ前に戻し、医療制度の連続改悪撤回に關する請願(中島武敏君紹介)(第九〇五号)
 介護保険制度の実施に伴う介護サービス基盤等の充実強化に關する請願(小坂憲次君紹介)(第九二五号)
 同(村井仁君紹介)(第九二六号)
 中国帰国者の援護対策の充実強化に關する請願(小坂憲次君紹介)(第九二七号)
 同(村井仁君紹介)(第九二八号)
 高齢者の施設づくりに關する請願(石井郁子君紹介)(第九二九号)
 同(藤田スミ君紹介)(第九三〇号)
 三月五日
 国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に關する請願(金子満広君紹介)(第九六六号)
 公的介護保障制度の確立に關する請願(辻第一君紹介)(第九六七号)
 社会保障の拡充に關する請願(大島章宏君紹介)(第九六八号)
 同(中山太郎君紹介)(第九六九号)
 同(福島豊君紹介)(第九七〇号)
 同(堀込征雄君紹介)(第九七一号)

同(北側一雄君紹介)(第九九六号)
 同(谷口隆義君紹介)(第九九七号)
 同(達沢一郎君紹介)(第一〇一三三号)
 同(藤村修君紹介)(第一〇二六号)
 同(大野功統君紹介)(第一〇四二二号)
 同(小坂憲次君紹介)(第一〇四三三三号)
 同(前田武志君紹介)(第一〇四四四号)
 同(熊代昭彦君紹介)(第一〇五八八号)
 同(棚橋泰文君紹介)(第一〇五九九号)
 同(中馬弘毅君紹介)(第一〇六〇〇号)
 同(石破茂君紹介)(第一〇八八八号)
 同(左藤恵君紹介)(第一〇八九九号)
 同(佐藤敬夫君紹介)(第一〇九〇九号)
 同(村田吉隆君紹介)(第一〇九一〇号)
 小規模作業所等成人障害者施策に關する請願(矢島恒夫君紹介)(第九七二二号)
 同(山崎拓君紹介)(第九七三三三号)
 同(荒井広幸君紹介)(第一〇一四四号)
 同(玄葉光一郎君紹介)(第一〇二七号)
 同(三沢淳君紹介)(第一〇二八八号)
 同(小林守君紹介)(第一〇六一号)
 同(平野博文君紹介)(第一〇六一号)
 戦時災害援護法制定に關する請願(横光克彦君紹介)(第九七四四号)
 同(池端清一君紹介)(第一〇一五五号)
 同(池端清一君紹介)(第一〇二九号)
 同(横路孝弘君紹介)(第一〇四五五号)
 同(石井郁子君紹介)(第一〇九三三三号)
 乳幼児医療費無料制度の確立に關する請願(中路雅弘君紹介)(第九七五五号)
 同(福留泰蔵君紹介)(第九九八八号)
 同(藤田スミ君紹介)(第一〇九四四号)
 被爆者援護法の改正に關する請願(横光克彦君紹介)(第九七六六号)
 医療費患者負担をもとに戻し、医療の充実に關する請願(金子満広君紹介)(第九七七七号)
 同(寺前巖君紹介)(第九七八八号)
 同(矢島恒夫君紹介)(第九七九九号)
 年金改悪反対、安心して暮らせる老後保障に關

する請願(中林よし子君紹介)(第九八〇号)

同(矢島恒夫君紹介)(第九八一号)

同(大森猛君紹介)(第九九九号)

同(木島日出夫君紹介)(第一〇〇〇号)

同(佐々木陸海君紹介)(第一〇〇一号)

同(中林よし子君紹介)(第一〇〇二号)

同(古堅実吉君紹介)(第一〇〇三号)

同(矢島恒夫君紹介)(第一〇〇四号)

同(吉井英勝君紹介)(第一〇〇五号)

介護保険制度の実施に伴う介護サービス基盤等の充実強化に関する請願(小川元君紹介)(第九九九号)

中国帰国者の援護対策の充実強化に関する請願(小川元君紹介)(第一〇〇〇号)

健康保険日雇特別被保険者の出産育児一時金等の給付条件改善に関する請願(金田誠一君紹介)(第一〇〇一号)

同(上肥隆一君紹介)(第一〇〇六号)

高齢者の生活安定と医療に関する請願(石井郁子君紹介)(第一〇〇九号)

医療制度の改善反対に関する請願(金子満広君紹介)(第一〇九五号)

同(木島日出夫君紹介)(第一〇九六号)

同(古堅実吉君紹介)(第一〇九七号)

輸入食品の安全基準と安全チェック体制強化に関する請願(藤田すみ君紹介)(第一〇九八号)

医療費を値上げ前に戻し、安心できる年金と介護に関する請願(大森猛君紹介)(第一一〇六号)

同(穀田恵二君紹介)(第一一〇七号)

同(中林よし子君紹介)(第一一〇八号)

同(春名真章君紹介)(第一一〇九号)

同(平賀高成君紹介)(第一一一〇号)

同(山原健二郎君紹介)(第一一一一号)

同(吉井英勝君紹介)(第一一二二号)

医療費を値上げ前に戻し、医療制度の連続改善撤回に関する請願(藤木洋子君紹介)(第一一二三号)

は本委員会に付託された。

二月十六日

誰もが安心して受けられる医療制度の実現に関する陳情書外二件(栃木県日光市中鉢石町九九九日光市議会内佐藤隆男外二名)(第二二二号)

小児慢性特定疾患治療費公費負担制度の全額公費負担維持、制度の拡充に関する陳情書(鳥取県東伯郡東伯町大字徳万五九一の二東伯町議会内米田聡明)(第二二三号)

看護職員の人材確保に関する陳情書(札幌市中央区北二条西六北海道議会内若本允)(第二四四号)

クロイツフェルト・ヤコブ病薬害問題の早期解決に関する陳情書外一件(大津市御陵町三の一大津市議会内細川源太郎外一名)(第二五五号)

児童扶養手当及び母子家庭等医療費助成の拡充に関する陳情書(福岡県田川市中央町一の一田川市議会内高橋春美)(第二二六号)

安心と信頼の社会保障の確立に関する陳情書外一件(福岡県大牟田市有明町二の三大牟田市議会内那須俊春外一名)(第二二七号)

少子化対策の推進に関する陳情書(名古屋市中区三の丸三の二愛知県議会内高橋則行)(第二二八号)

小児慢性特定疾患治療研究事業の充実強化に関する陳情書(金沢市広坂二の一石川県議会内長憲二)(第二二九号)

介護保険法の円滑な実施に関する陳情書外二九件(大阪府高槻市桃園町二の一高槻市議会内源久忠仁外二十九名)(第二三〇号)

乳幼児医療費無料化制度の確立に関する陳情書外六件(大阪府豊中市中塚塚三の一の一豊中市議会内前川勤治外六名)(第二三三号)

乳幼児の医療費負担の軽減対策に関する陳情書外七件(山口県阿武郡田万川町大字下田万一〇三六田万川町議会内尾木武夫外七名)(第二三四号)

保育所の保育料の引き下げに関する陳情書(鹿児島市山下町一の一鹿児島市議会内入船改一外三名)(第六五五号)

妻への暴力、子供への虐待をなくすための対策に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一の三小堀樹)(第六六〇号)

聴覚障害者の社会参加を制限する欠格条項の早期改正に関する陳情書(金沢市広坂二の一の一石川県議会内長憲二)(第六七〇号)

公的年金制度の改善に関する陳情書外十件(栃木県日光市中鉢石町九九九日光市議会内佐藤隆男外十名)(第六七八号)

遺伝子組換え食品の安全性に関する陳情書外二件(大阪府松原市阿保一の一の一松原市議会内大橋智堂外二名)(第六九〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三五五号)

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六六号)

国民年金法等の一部を改正する法律及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(山本孝史君外四名提出、衆法第四号)

○木村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び山本孝史君外四名提出、国民年金法等の一部を改正する法律及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の各案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。宮下厚生大臣。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○宮下国務大臣 たいだいま議題となりました二法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等に対しては、その置かれた状況にかんがみ、年金の支給を初め各種の援護措置を講じ、福祉の増進に努めてきたところでありますが、今回、年金等の支給額を引き上げるとともに、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を前回支給されなかった者に支給することとし、関係の法律を改正しようとするものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。これは、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引き上げに準じて引き上げるものであります。

第二は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正であります。これは、戦没者等の遺族であつて、平成七年四月から平成十一年三月までの間に、公務扶助料、遺族年金等の支給を受ける者がいなくなったものに対し、弔慰の意を表するために、特別弔慰金として額面二十四万円、六年償還の国債を支給するものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

次に、国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

国民年金の保険料の額につきましては、平成六年の国民年金法等の一部を改正する法律におきまして、毎年度、平成六年度価格で月額五百円ずつ引き上げるとともに、保険料の額について物価スライドを実施することとなっております。

この結果、平成十年度における保険料の額は月額一万三千三百円となっております。平成十一年度に

第一類第七号 厚生委員会議録第四号 平成十一年三月十日

三

おきましては月額一万四千円となることとなつておりますが、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十一年度以後の保険料の額を平成十年度と同額とすることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

平成十一年度以後の国民年金の保険料の額を、平成十年度の保険料の額と同額の月額一万三千三百円とすることとしております。

また、既に平成十一年度中の保険料を前納していた者に対しては、この法律による改正前後の保険料の額の差額を基準として政令で定める額を平成十一年四月一日以後還付することとしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日からといたしております。

以上、二法案の提案理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○木村委員長 山本孝史君。

国民年金法等の一部を改正する法律及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○山本(孝)議員 たいだいま議題となりました民主党提出の国民年金法等の一部を改正する法律及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が党は、現下の社会経済情勢をかんがみると、今度の政府提出法案における年金保険料の据え置きだけでは不十分であると考へます。国庫負担割合を引き上げるとともに、保険料を引き下げ

特に国民年金については、対象者の約三割が未

加入、未納、免除となつており、逆進性の強い定額保険料を今後とも続けられれば空洞化が進むことが懸念されます。

また、先月に経済企画庁が発表した国民生活満足度調査によれば、老後の生活に對して不安を感じる人は二十歳代で既に半数を超えており、その原因は老後の生活費に關する不安であると分析されております。信頼できる年金制度への再構築は喫緊の課題であります。

しかしながら、政府・自民党は年金制度改正案の取りまとめに時間を要したため、本来ならば、年金保険料凍結解除時期やその財源を明記した年金制度改正案全体を一括して提出すべきところを、年金保険料凍結法案を分離し、先行して提出をいたしました。

昨年末以降の政府・自民党内での議論が、国庫負担引き上げとその財源をめぐる表現の修正に終始したことからも明らかのように、今回の極めて変則的な法案提出は、政府の年金改正にかける姿勢が確固としたものでないことあらわれであると断じざるを得ません。

よつて、民主党は、今後政府が提出される予定の年金制度改正法案について対案を提出するとともに、年金保険料凍結を内容とする今回の政府提出法案についても、平成十一年度から保険料を引き下げるとともに、基礎年金の国庫負担割合を引き上げると内容をとする法案を対案として提出する次第であります。

基礎年金の国庫負担割合の引き上げについては、平成六年の財政再計算に伴う法律改正に当たつて検討事項が設けられ、衆参両院の附帯決議において「二分の一を目途に引き上げること」とされております。

我が党においても、この要請にこたへ、平成十一年度に予定されている財政再計算に伴う制度の見直しの中で国庫負担の引き上げを行うこととしておりますが、今回提出の我が党法案は、その引き上げが行われるまでの間、平成十一年度から国庫負担率の二分の一への引き上げを暫定的に行お

うとするものです。以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、基礎年金の国庫負担の割合の引き上げであります。平成十一年度以後、基礎年金の国庫負担の割合を引き上げることについて必要な措置が講ぜられるまでの間、基礎年金の国庫負担の割合を二分の一に引き上げることとしております。

第二は、保険料の引き下げであります。国庫負担の割合の引き上げに伴つて、国民年金の保険料を一万三百円に、厚生年金の保険料率を一%引き下げることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○木村委員長 以上で各案の趣旨の説明は終わりました。各案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十九分散会

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に三、九九六、三〇〇円以内の額を加えた額		五、七〇九、〇〇〇円
第一項症			四、七五七、〇〇〇円
第二項症			三、九一七、〇〇〇円
第三項症			三、一〇〇、〇〇〇円
第四項症			二、五〇八、〇〇〇円
第五項症			二、〇二八、〇〇〇円
第六項症			一、八四八、〇〇〇円
第一款症			一、六八二、〇〇〇円
第二款症			一、三四九、〇〇〇円
第三款症			一、〇八六、〇〇〇円
第四款症			九五九、〇〇〇円
第五款症			

第八條第二項及び第三項中「十九万二千円」を「十九万三千二百円」に改め、同條第七項の

表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一款症	六、〇七三、〇〇〇円
第二款症	五、〇三七、〇〇〇円
第三款症	四、三三一、〇〇〇円
第四款症	三、五五〇、〇〇〇円
第五款症	二、八四八、〇〇〇円

第八条の二第二項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に三、〇四六、五〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	四、三五二、一〇〇円
第二項症	三、六二九、九〇〇円
第三項症	三、〇〇〇、〇〇〇円
第四項症	二、三七八、〇〇〇円
第五項症	一、九三三、九〇〇円
第六項症	一、五六七、二〇〇円
第一款症	一、四二四、六〇〇円
第二款症	一、二九六、六〇〇円
第三款症	一、〇四二、五〇〇円
第四款症	八四二、五〇〇円
第五款症	七四一、一〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一款症	四、六二九、三〇〇円
第二款症	三、八四一、二〇〇円
第三款症	三、二九四、三〇〇円
第四款症	二、七〇六、六〇〇円
第五款症	二、一七一、七〇〇円

第二十六條第一項中「百九十三万三千五百円」を「百九十四万八千七百円」に改める。

第二十七條第一項中「百九十三万三千五百円」を「百九十四万八千七百円」に、「百五十三万四千五百円」を「百五十四万六千七百円」に改め、同条第三項の表中「四八二、三三〇円」を「四八八、四一〇円」に、「三八四、二一〇円」を「三八九、三一〇円」に、「二六六、五一〇円」を「二七〇、三一〇円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第二條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「十九万二千円」を「十九万三千二百円」に改める。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第三條 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項及び第三項、第二條の二、第二條の三第一項並びに第三條ただし書中「平成七年四月一日」を「平成十一年四月一日」に改める。

第五條第一項中「四十万円」を「二十四万円」に、「十年」を「六年」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 第三條の規定による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(以下「旧法」という。)による特別弔慰金で平成十一年四月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

2 一の死亡した者について旧法による特別弔慰

金を受ける権利を取得した者がいたときは、第三條の規定による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(以下「新法」という。)の規定にかかわらず、当該一の死亡した者については、新法による特別弔慰金は支給しない。

3 新法による特別弔慰金を受けることができる者に交付する新法第五條第二項に規定する国債の発行の日は、平成十一年十月一日とする。

理 由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、平成七年四月一日以後において、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいなくなった戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第一項の表中「平成十年四月から平成十一年三月までの月分」を「平成十年四月から平成十一年三月までの月分」に改め、同表平成十一年四月以後の月分の項を削り、同条第二項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行前に国民年金の保険料を前納していた者に対する還付)

2 この法律の施行の日前に、平成十一年四月一日以後の期間について国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十三條第一項の規定により国民年金の保険料を前納した者については、その者その者が死亡した場合においては、

担の割合の引上げについて必要な措置が講ぜられるまでの間における厚生年金保険法第八十條第一項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「二分の一」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における厚生年金保険法第八十條第二項及び昭和六十年改正法附則第七十九條の規定の適用については、「前項」とあるのは、「前項(国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第三十四條の二第二項において読み替えられる場合を含む。）」と、昭和六十年改正法附則第七十九條中「厚生年金保険法第八十條」とあるのは、「厚生年金保険法第八十條(国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第三十四條の二第二項において読み替えられる場合を含む。）」とする。

附則第三十五條第二項中「第八十一條第五項」を「第八十一條第六項の規定にかかわらず、同条第五項」に改め、「千分の百八十三」の下に「平成十一年四月以後の月分にあつては千分の百八十一・五」を加え、同条に次の一項を加える。

8 平成十一年四月以後の月分の厚生年金保険法による保険料率については、第二條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一條第六項の規定にかかわらず、同条第五項中「千分の百七十三・五」とあるのは、「千分の百六十三・五」とする。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第十八條第一項中「千分の百九十九・二」を「千分の百九十九・二(平成十一年四月以後の月分にあつては、千分の百八十九・二)」に改め、同条第二項中「千分の二百・九」を「千分の二百・九(平成十一年四月以後の月分にあつては、千分の百九十九・九)」に改める。

ては、千分の百九十九・九」に改める。

附則

第一條 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

(施行期日)

第二條 この法律の施行の日前に、平成十一年四月一日以後の期間について国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第九十三條第一項の規定により国民年金の保険料を前納した者については、その者が死亡した場合においては、その者の相続人の請求に基づき、同日以後、当該期間に係るこの法律による改正前の国民年金の保険料の額とこの法律による改正後の国民年金の保険料の額の差額を基準として政令で定める額を還付する。

2 この法律の施行の日前に、平成十一年四月一日以後の期間について国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)以下の条において「昭和六十年改正法」という附則第八十條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十三條の二(昭和六十年改正法附則第八十條第四項において準用する場合を含む)の規定により厚生年金保険の保険料を前納した者については、その者が死亡した場合においては、その者の相続人の請求に基づき、同日以後、当該期間に係るこの法律による改正前の厚生年金保険の保険料の額とこの法律による改正後の厚生年金保険の保険料の額の差額を基準として政令で定める額を還付する。

(国民年金特別会計法の一部改正)

第三條 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

8 平成十一年度以後国民年金法等の一部を改

正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二條の規定による検討の結果、基礎年金の国庫負担の割合の引上げについて必要な措置が講ぜられるまでの間における第三條の二第二項、第四條第一項及び第二項、第五條並びに第十六條第二項の規定の適用については、第三條の二第二項第一号中「国民年金法等の一部を改正する法律」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)以下、「平成六年法律第九十五号」という)附則第八條の三第二項において読み替えて適用する国民年金法等の一部を改正する法律」と、「法第八十五條第一項第一号」とあるのは、「法第八十五條第一項第一号(平成六年法律第九十五号附則第八條の三第一項において読み替えられる場合を含む。）」と、同項第二号中「昭和六十年法律第三十四号」とあるのは、「平成六年法律第九十五号附則第八條の三第二項において読み替えて適用する昭和六十年法律第三十四号」と、「法第八十五條第一項第二号」とあるのは、「法第八十五條第一項第三号」とあるのは、「法第八十五條第一項第三号(平成六年法律第九十五号附則第八條の三第一項において読み替えられる場合を含む。）」と、同項第四号中「昭和六十年法律第三十四号」とあるのは、「平成六年法律第九十五号附則第八條の三第二項において読み替えて適用する昭和六十年法律第三十四号」と、第四條第一項中「昭和六十年法律第三十四号」とあるのは、「平成六年法律第九十五号附則第八條の三第二項において読み替えて適用する昭和六十年法律第三十四号」と、「法第八十五條第一項」と

あるのは、「法第八十五條第一項(平成六年法律第九十五号附則第八條の三第一項において読み替えられる場合を含む。）」と、同条第二項及び第五條中「昭和六十年法律第三十四号」とあるのは、「平成六年法律第九十五号附則第八條の三第二項において読み替えて適用する昭和六十年法律第三十四号」と、第十六條第二項第一号中「昭和六十年法律第三十四号」とあるのは、「平成六年法律第九十五号附則第八條の三第二項において読み替えて適用する昭和六十年法律第三十四号」と、「法第八十五條第一項」とあるのは、「法第八十五條第一項(平成六年法律第九十五号附則第八條の三第一項において読み替えられる場合を含む。）」と、同項第二号中「昭和六十年法律第三十四号」とあるのは、「平成六年法律第九十五号附則第八條の三第二項において読み替えて適用する昭和六十年法律第三十四号」とする。

理由

現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十一年度以後基礎年金の国庫負担の割合の引上げについて必要な措置が講ぜられるまでの間基礎年金の国庫負担の割合を二分の一に引き上げるとともに、同年度以後における国民年金及び厚生年金保険の保険料の額をそれぞれ引き下げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本条施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成十一年度において、厚生保険特別会計における保険料収入の減一兆四千八百九十億四角及び国民年金特別会計における保険料収入の減四千五百九十九億四角及び同会計における年金給付費の増二百五十四億四角がそれぞれ見込まれ、また、同年度の一般会計において国庫負担額の増一兆九千六百六十六億四角が見込まれる。

本条施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成十一年度において、厚生保険特別会計における保険料収入の減一兆四千八百九十億四角及び国民年金特別会計における保険料収入の減四千五百九十九億四角及び同会計における年金給付費の増二百五十四億四角がそれぞれ見込まれ、また、同年度の一般会計において国庫負担額の増一兆九千六百六十六億四角が見込まれる。

本条施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成十一年度において、厚生保険特別会計における保険料収入の減一兆四千八百九十億四角及び国民年金特別会計における保険料収入の減四千五百九十九億四角及び同会計における年金給付費の増二百五十四億四角がそれぞれ見込まれ、また、同年度の一般会計において国庫負担額の増一兆九千六百六十六億四角が見込まれる。

平成十一年三月十六日印刷

平成十一年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局